第８章　景観資源の保全・活用に関する取組

地域の景観を特徴付けている建造物や樹木の指定方針等、景観資源の指定・登録の推進、景観資源の保全・活用への支援に関する取組について示します。

第８章　景観資源の保全・活用に関する取組

景観を特徴付けている地形・自然や建築物、工作物、公園緑地、水辺・河川、人の活動・営みなどは良好な景観を形成するための大切な景観資源です。これらの建築物等は、文化財保護法に位置付けられている、有形文化財や記念物、文化的景観などの文化財に関連する制度による保存や活用と合わせ、景観法においても、まちづくりの中に生かしていく制度が創設されています。札幌市では文化財分野の取組と連携しながら、景観分野の取組として、「景観重要建造物」や「札幌景観資産」の指定、「活用促進景観資源」の登録にも取り組みます。

この章では、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針及び札幌市景観条例に基づく札幌景観資産の指定方針を定めるとともに、景観資源の指定・登録の推進、普及啓発及び景観資源の保全・活用への支援に関する取組について示します。

コラム　文化財と景観資源

地域の歴史の中で育まれてきた文化財は、景観を特徴付ける景観資源でもあります。景観資源の保全活用の取組に当たっては、文化財の保存活用の取組と連携して進めていきます。

	文化財（※）	景観資源
定義・概要	地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産	地形・自然や建築物、工作物、公園緑地、水辺・河川、人の活動・営みなど、その場所の景観を特徴付けているもの
分類（指定等の対象）	文化財保護法に基づく６類型（有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）や埋蔵文化財等のほか、これらに分類するのが困難なものでも、本市の定義を満たすものは、文化財として取り扱います。	建造物、樹木のほか景観を特徴付けるものはすべて対象としています。 （指定等に当たっての特段の類型は設けておりません。）
指定や登録等の制度	国、道、市が指定する指定制度と国の登録制度があります。	市が指定する指定制度と登録制度があります。
札幌市内における指定・登録の一例	□国指定重要文化財 ・旧札幌農学校演武場（時計台）　ほか □北海道指定有形文化財 ・旧永山武四郎邸　ほか □札幌市指定有形文化財 ・清華亭　ほか □国登録有形文化財 ・さっぽろテレビ塔 ・エドウィン・ダン記念館（旧北海道庁真駒内種畜場事務所）　ほか	□景観重要建造物 ・日本福音ルーテル札幌教会　ほか □札幌景観資産 ・エドウィン・ダン記念館（旧真駒内種畜場事務所） ・ミュンヘン大橋　ほか □活用促進景観資源 ・北菓楼札幌本館（旧北海道庁立図書館） ・ラベンダー通りを中心とした宮の沢中央地区の取組がつくる景観　ほか

※文化財の「定義・概要」、「分類」の記載は、「札幌市文化財保存活用地域計画」に基づくものです。

8－1　景観重要建造物等の指定方針

景観資源の指定制度として、景観法に基づく「景観重要建造物」(景観法第 19 条第 1 項)や「景観重要樹木」(景観法第 28 条第 1 項)、札幌市景観条例に基づく「札幌景観資産」(札幌市景観条例第 36 条)を運用します。「景観重要建造物」や「景観重要樹木」、「札幌景観資産」に指定する場合は、次の方針に則り指定します。

（1）景観重要建造物の指定

【指定方針】（景観法第 8 条第 2 項第 3 号の「景観重要建造物の指定の方針」）

歴史や文化など地域の景観を特徴付けている建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など景観形成上重要な価値のある建造物については、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要建造物として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。

（2）景観重要樹木の指定

【指定方針】（景観法第 8 条第 2 項第 3 号の「景観重要樹木の指定の方針」）

自然、歴史、文化などからみて地域のシンボルとして景観を特徴付けている樹木や市民に親しまれている樹木などについては、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要樹木として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。

（3）札幌景観資産の指定

【指定方針】（札幌市景観条例第 12 条第 1 項第 5 号の「札幌景観資産の指定の方針」）

景観形成上重要な価値があると認められる建築物等、樹木、その他の物で、意匠、様式（樹木にあっては、樹容）等が良好な景観を特徴付けているものや将来のまちづくりに生かされる可能性のあるものなどについては、所有者の同意を得たうえで、札幌景観資産として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。



図 8-1 景観重要建造物第 1 号
「日本福音ルーテル教会」



図 8-2 札幌景観資産第 20 号
「エドウィン・ダン記念館」

8－2 活用促進景観資源（愛称：景観の種）の登録

（関係条文：札幌市景観条例第 41 条の２～第 41 条の５、第 42 条）

一定の制限を受ける指定制度のみではなく、今後の良好な景観形成に生かしていくことが見込まれる景観資源を市民や事業者に広く周知することを目的として、「活用促進景観資源（愛称：景観の種）」（札幌市景観条例第 41 条の２）として登録する制度を運用します。運用に当たっては、市民や事業者からの提案を促進するとともに、札幌らしさが感じられる景観として眺望、夜間景観、雪・冬季の景観、季節ごとのイベントに着目した登録の促進に取り組みます。

8－3 普及啓発

指定・登録した景観資源のうち、その場所に存在している歴史的背景などに共通点を持つ景観資源を関連付けるストーリーを作成して紹介するなど、景観に関する興味関心を高める情報発信を行います。また、市民や事業者からの指定・登録の提案を促進するため、広く制度の周知を図ります。

文化財や観光振興等といった関連分野と連携し、景観資源を活用した情報発信を行います。

8－4 景観資源の保全・活用への支援

（1）景観重要建造物等助成金の交付

景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産の計画的な修繕や利活用の取組を促進するため、維持・保全及び活用に要する経費の一部を助成します。

（2）景観アドバイザーの派遣

景観アドバイザー制度を活用し、修繕や利活用に関する情報の提供、助言、指導及び技術的援助を行います。